解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

福岡県北九州市小倉南区長野一丁目一四番四八号　有限会社セキュリティーライフ

清算人　谷口　一弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

長崎県佐世保市千尽町五番二七号　美咲海送有限会社

清算人　角　敏也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

熊本市中央区水前寺五丁目一〇番八号　株式会社ＣＣＣＣ

代表清算人　佐竹　信彦

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月一日

沖縄県沖縄市美原二丁目一八番三号　株式会社ＴＷＩＮＳ　Ｇｒｏｕｐ

代表清算人　稲福　孝

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

東京都江東区有明三丁目五番七号　藤倉ゴム工業企業年金基金

清算人　都築　幹成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月二十日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

島根県浜田市片庭町七三番地　医療法人社団佐々木歯科

清算人　佐々木啓司

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年十二月二十八日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

山口県熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一　平生町土地開発公社

清算人　吉賀　康宏

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十九年一月十三日宮崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

宮崎県東臼杵郡門川町本町一丁目一番地　門川町土地開発公社

代表清算人　安田　修

解散公告（第二回）

当公社は、設立団体である大槌町議会の議決を経、平成二十八年十二月二十六日に、岩手県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

岩手県上閉伊郡大槌町上町一番三号　大槌町土地開発公社

代表清算人　平野　公三

平成二十九年一月二十七日

東京都江東区有明三丁目五番七号　藤倉ゴム工業企業年金基金

清算人　都築　幹成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月二十日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

島根県浜田市片庭町七三番地　医療法人社団佐々木歯科

清算人　佐々木啓司

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年十二月二十八日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

山口県熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一　平生町土地開発公社

清算人　吉賀　康宏

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十九年一月一日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

千葉県松戸市根木三八七番地の五　松戸市土地開発公社

代表清算人　保坂　文一

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

東京都杉並区和田一丁目一一番七号　立正佼成会厚生年金基金

代表清算人　菊池　京子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十九年一月一日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

千葉県松戸市根木三八七番地の五　松戸市土地開発公社

代表清算人　保坂　文一

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

東京都杉並区和田一丁目一一番七号　立正佼成会厚生年金基金

代表清算人　菊池　京子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二十七日開催の社員総会の決議をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田八一番地一　医療法人油川整形外科医院

清算人　油川　玲子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二十七日開催の社員総会の決議をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田八一番地一　医療法人油川整形外科医院

清算人　油川　玲子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月十三日高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

香川県高松市仏生山町乙六九九番地二六　宗教法人聖福院

代表清算人　宮嵜　浩二

配当公告

群馬県高崎市倉賀野町二七二一　破産者　株式会社Ｋライズ

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十七年（フ）第五十六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金三九九、六五一、六六三円

一、配当することのできる金額　金四七、一〇六、九〇六円

平成二十九年一月二十七日

群馬県高崎市金古町一二二一番地　破産管財人　小此木　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市高砂町四丁目二八番、最後の住所北海道室蘭市高砂町五丁目一番一四号　被相続人　亡　大場　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十七日

北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階　伊達噴火湾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　正樹

第68期決算公告

平成29年1月27日

鹿児島市宇宿二丁目9番11号

株式会社土佐屋

代表取締役　岡部龍一郎

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,213,907	流動負債	3,693,447
固定資産	10,510,053	固定負債	7,140,881
		株主資本	1,889,631
		資本金	95,000
		資本剰余金	88,380
		資本準備金	88,380
		利益剰余金	1,727,591
		利益準備金	33,750
		その他利益剰余金	1,693,841
		（うち当期純損失）	(111,949)
		自己株式	△21,340
資産合計	12,723,960	負債・純資産合計	12,723,960